



相続税の申告書 第1表の付表4

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

	被相続人	
この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。	人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称	

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種 類	細 目	利用区分 ・ 銘柄等	所在場所等	面積（㎡）、数量	単価(円)	価 額(円)
					固定資産税評価額(円)	倍数(倍)	
1							
2							
3							
4							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合 計 額		
					(注) ①の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表4のとおり」と記入します。		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							②

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算				(単位：円)
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑥ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③－④－⑤)	
	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額		
⑦ ⑥の価額に基づく法人税の額	⑧ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑨ ⑦の金額に基づく地方法人税の額	⑩ ⑦の金額に基づく防衛特別法人税の額	
⑪ ⑦の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑦の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬)	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算				（単位：円）
（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。）				
⑮ 相続税の差引税額（第1表の⑯の金額）	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額（⑮×②÷①）	⑰ 法人税等に相当する額（⑭の金額）	⑱ 限度額（⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額）	

4 申告納税額（納付すべき税額）の計算					（特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。）
（注） ㉑の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の㉑欄に転記します。					
⑲ 相続税の差引税額（円）（第1表の⑯の金額）	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（円）（⑱の金額）	㉑ 申告納税額（円）（納付すべき税額）（⑲－⑳）	☐	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、□にレ印を記入してください。	